

## たたき台（Ⅰ～Ⅲ）

## 1 I はじめに

2

## 3 1 計画策定の趣旨

4 本県では、平成 16（2004）年 3 月に「福島県文化振興条例」（以下「文化振興条例」  
5 という。）を制定しました。文化振興条例は、本県の文化振興に関し、基本理念及びそ  
6 の施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的かつ計  
7 画的に推進し、県民福祉の向上に資することを目的に制定したものです。

8 文化振興条例においては、文化の振興に関する基本構想や県民の文化活動の促進に関  
9 する事項など、文化の振興に関する基本的な計画を定めることが求められており、「福  
10 島県文化振興基本計画」（以下「基本計画」という。）が、この計画に該当するものです。

11 これまで、平成 17（2005）年 3 月策定の基本計画（計画期間：平成 17（2005）年度  
12 ～平成 22（2010）年度）、平成 22（2010）年 3 月策定の基本計画「ふくしま文化元気創  
13 造プラン」（計画期間：平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度）及び東日本大震災・  
14 東京電力福島第一原子力発電所事故による未曾有の災害を踏まえた平成 25（2013）年  
15 3 月の計画見直し（計画期間：平成 25（2013）年度～平成 32（令和 2）（2020）年度）  
16 により、文化振興に関する施策を県の各部門にわたって推進してきました。

17 このような中、人口の減少や高齢化の進行、過疎化の進行等に加えて、新型コロナウ  
18 イルス感染症の蔓延やインターネットを始めとする ICT<sup>1</sup>技術の急速な進展など、本  
19 県の文化を取り巻く環境が大きく変化してきました。

20 これら様々な環境変化を踏まえ、厳しい社会経済状況や時代潮流の中にあっても、文  
21 化の振興を通して人と地域に元気とやすらぎあふれるふくしまを作っていくために、新  
22 たな県総合計画の策定に合わせて、本県文化行政推進の新たな基本指針となる、「**福島**  
23 **県文化振興基本計画**」を策定しました。

24

## 25 2 計画の性格

26 この計画は、文化振興条例第 7 条に基づき、本県の文化振興に関する施策を総合的かつ  
27 計画的に推進するための基本目標及び施策の方向を定めるものです。

28 また、「福島県総合計画（令和 3（2021）年 9 月改定）」の部門別計画及び「文化芸術  
29 基本法」第 7 条の 2 に規定する地方文化芸術推進計画として位置づけるものとなります。

30

## 31 3 計画期間

32 県総合計画と同様に、令和 4（2022）年度を初年度とし、令和 12（2030）年度を目標  
33 年度とする 9 か年計画です。

<sup>1</sup> 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称であり、情報処理だけでなくインターネットのような情報技術を利用した産業やサービスなどの総称として用いられる。

**4 対象とする文化の範囲**

文化芸術基本法の対象範囲を踏まえるとともに、「文化」を「人間が自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住を始めとする暮らし、生活様式など、およそ人間と人間の生活に関わることのすべて」と捉え、美術や音楽などの芸術から、文化遺産、地域に根付いた民俗芸能などの伝統芸能文化、さらには自然景観や生活環境など広く文化として対象とします。

また、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災・原子力発電所事故による未曾有の災害の記録や教訓等を風化させず後世に継承していくことを、本県にとって必要不可欠な文化と位置付けます。

区 分	範 囲
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等（メディア芸術を除く。）
メディア芸術 <sup>2</sup>	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、民俗芸能等
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化（自然景観、生活環境も含む。）
国民娯楽	囲碁、将棋等
出版物等	出版物、レコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
その他	災害の記録・教訓等

<sup>2</sup> 映画、マンガ、アニメーション、CG アート、ゲームや電子機器等を利用した新しい分野の芸術の総称。

1 **5 文化に関する国や県の動き**

年(西暦)	国や県の動き
昭和22(1947)年	新憲法施行を記念して、第1回県総合美術展覧会開催
昭和23(1948)年	県文学賞開始
昭和37(1947)年	第1回県芸術祭開催
昭和43(1968)年	文化庁設置
昭和45(1970)年	県文化センター設立
昭和46(1971)年	県芸術文化団体連合会設置
昭和47(1972)年	県教育庁文化課（のち生涯学習文化グループ）設置
昭和54(1979)年	県文化振興基金創設
昭和59(1984)年	県立美術館開館
昭和61(1986)年	県立博物館開館
平成12(2000)年	ふくしま海洋科学館（以下「アクアマリンふくしま」）開館
平成13(2001)年	文化芸術振興基本法施行、ふくしま未来博開催 福島県文化財センター白河館（以下「まほろん」）開館
平成16(2004)年	県文化振興条例施行
平成17(2005)年	県文化振興基本計画策定（計画期間～平成21年度）
平成20(2008)年	第1回声楽アンサンブルコンテスト全国大会開催 県文化スポーツ局発足
平成21(2009)年	全国生涯学習フェスティバル「まなびピアふくしま2008」開催 県文化振興基本計画（ふくしま文化元気創造プラン）策定 （計画期間平成22年度～平成26年度）
平成22(2010)年	ふくしま文化元気ルネサンス宣言
平成23(2011)年	東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故発生 全国高等学校総合文化祭（ふくしま総文）開催
平成24(2012)年	地域伝統芸能全国大会福島大会（ふるさとの祭り 2012）開催
平成25(2013)年	県文化振興基本計画（ふくしま文化元気創造プラン）策定 （計画期間平成25年度～令和2年度）
平成28(2016)年	文化芸術基本法施行（文化芸術振興基本法改正）
平成30(2018)年	障害者文化芸術活動推進法施行
令和2(2020)年	福島県文化財保存活用大綱策定、文化観光推進法施行 東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」）開館

## Ⅱ 本県をとりまく現状と課題

### 1 法律の制定等

#### （１）文化芸術基本法の制定

平成 29（2017）年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法が制定されました。文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが盛り込まれました。

また、文化芸術政策の基本的な方向性を示す文化芸術推進計画の国による策定とともに、当該計画を参酌した地方文化芸術推進基本計画を地方公共団体が策定に努めることが併せて規定されました。

#### （２）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）の制定

平成 30（2018）年 6 月、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

地方公共団体は、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することになりました。

#### （３）文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）の制定

令和 2（2020）年 5 月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、文化観光拠点施設を中核とした地域の文化観光を推進するために必要な措置等について定められました。

#### （４）文化財保護法の改正

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっていることから、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会全体で、その継承に取り組んでいくことが出来るよう、平成 31（2019）年 4 月に文化財保護法の一部改正が施行されました。

地域における文化財の総合的な保存と活用を図るため、都道府県は総合的な施策の大綱を、市町村は地域計画を作成することが制度化されました。

## 2 人口減少・超高齢社会の到来、過疎化の進行

本県の人口は、平成 10（1998）年 1 月の約 214 万人をピークに減少が続き、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在で約 183 万人となっています。人口の構成比も、65 歳以上の高齢者の割合が平成 10（1998）年の 19.2%から令和 2（2020）年の 28.7%に拡大する一方、14 歳以下の年少人口の割合は 16.8%から 12.0%に減少し、人口減少と少子高齢化が急速に進行しています。

また、本県の面積の約 8 割、人口の約 3 割を占める過疎・中山間地域<sup>3</sup>は、県内における人口減少の進行の度合いを大きく上回り、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年にかけて人口が 2 割以上減少しています。

このため、文化の担い手が不足し、祭りや民俗芸能など多年にわたり地域に根付いた文化活動や文化財を維持していくこと、次代に伝えていくことが困難となってきました。

## 3 頻発化・激甚化する自然災害への対応

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災では県内全域で住家被害、産業・交通・生活基盤の壊滅的被害が発生しました。さらに、令和 3（2021）年 2 月には、福島県沖を震源とし、県内 3 市町で最大震度 6 強を記録する激しい地震が発生し、家屋を始め、高速道路、国・県道や港湾、漁港、農業用ため池など、県内各所に大きな被害をもたらしました。今後、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や、南海トラフ地震、首都直下地震などが発生すると言われております。

また、近年、気象災害が頻発化・激甚化しており、本県においても、大きな被害がもたらされています。令和元（2019）年 10 月の令和元年東日本台風等においては、県内で初めて大雨特別警報が発表され、広範囲に記録的な豪雨となりました。県内各地で河川の氾濫が発生し、死者 32 名、住家被害が全壊 1,434 棟、半壊 12,010 棟（令和 3（2021）年 8 月現在）と甚大な被害が発生しました。

このように、様々な自然災害リスクに対応し、地域で大切に守られてきた地域の宝や誇りとなっている文化財を守っていくため、防災・減災の取組、災害発生時の体制整備等の事前の備えが重要となっています。

## 4 東日本大震災、原子力災害からの復興・創生

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災・原子力災害から 10 年余が経過し、本県は一步ずつ復興への歩みを進めてきました。避難指示の解除が進み、避難指示区域の面積は 12%から 2.4%に減少し、避難者数もピーク時の 4 分の 1 に減少したものの、いまだ約 3 万 5 千人（令和 3（2021）年 9 月現在）の方が県内外で避難生活を続けてお

<sup>3</sup> 福島県過疎・中山間地域振興条例に基づく地域で、①過疎地域②振興山村地域③特定農山村地域④農林統計における中間または山間農業地域⑤準過疎地域のいずれかに該当する地域を指します。県の面積の約 8 割、人口の約 3 割を占め、県内では 51 市町村が該当します。

り、地域コミュニティの維持・再生が課題となっています。

特に避難指示があった地区では、地域住民の心のよりどころとなる民俗芸能など地域特有の伝統文化についても活動の縮小や休止などの大きな影響を受けました。

行政やNPO<sup>4</sup>等の支援により、活動を再開した民俗芸能団体もありますが、避難指示の解除時期の違い等により、住民の帰還状況に差があり、活動が困難な団体等もあるため、民俗芸能の活動再開・継続の取組を引き続き支援していく必要があります。

また、令和2（2020）年9月には、世界初の甚大な複合災害の記録や教訓とそこから着実に復興する過程を収集・保存・研究し、風化させず後世に継承・発信する拠点として「東日本大震災・原子力災害伝承館」が開館しました。福島だけが経験した原子力災害との複合災害を世界に向け、しっかり伝えていくことが重要となっています。

## 5 国際化の進展

経済を始め、あらゆる分野における国際化の進展や外国人住民の増加・多国籍化、クールジャパン戦略による外国人観光客（インバウンド<sup>5</sup>）の増加などにより、海外において日本文化への関心が高まっております。

外国人に本県の文化に触れる機会を充実させるとともに、東日本大震災・原子力災害からの復興と教訓を伝えていくことは、県民が本県に対する理解を深め、地域の文化を見つめ直し、地域資源としての価値を再発見する契機にもなるなど、地域づくりにつなげていくことが重要です。

## 6 デジタル技術の進展

令和2（2020）年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化・スポーツイベントの中止や縮小、延期が相次ぎました。また、日頃の練習等も含めた活動を余儀なく自粛した団体も多数生じました。そのような中、新しい生活様式の実践として、オンライン配信など対面によらず活動ができるインターネットを活用した取組が急速に拡大しております。

また、令和3（2021）年9月1日、国ではデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル庁を発足させたところであり、社会全体として様々な分野でデジタル技術の活用が今後一層進んでいくことが予想されます。

デジタル技術は、文化活動においても成果発表や鑑賞の機会を拡大する手段の一つとして、今後も定着・拡大していくとともに、コンピューターグラフィックスやプロジェクトクシオンマッピングなど、新たな表現方法を生み出すツールとして様々な活用の可能性が広がっていきます。

<sup>4</sup> Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略です。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称です。なお、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁（県知事）の認証を受けて設立した法人をNPO法人といいます。

<sup>5</sup> 「外から中へ入る」という意味の形容詞。訪日外国人旅行または訪日外国人旅行者を指す。

**7 SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goalsの略称）の動き**

世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、平成 27（2015）年の国連サミットで国際社会の共通目標が決定されました。「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など 17 の目標と 169 のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs<sup>6</sup>）実施指針」（平成 28（2016）年）において、地方自治体の各種計画に SDGs の要素を最大限反映することとされています。

国籍、居住している地域、宗教、性別、年齢、障がいなどの文化多様性（ダイバーシティ）や文化を理解し受け入れることは、持続可能な開発にも関係しており、文化振興に当たっても、SDGs の考え方に十分配慮しながら県民誰もが平等に文化に親しむことが出来る社会を目指すことがますます重要になっています。

（関連する主な目標）

3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



<sup>6</sup> 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、平成 27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標。

### Ⅲ めざす文化の姿

令和3（2021）年9月に策定した福島県総合計画では、「多様性に寛容で差別のない共に助け合う地域社会（県）づくり」、「変化や危機にしなやかで強靱な地域社会（県）づくり」及び「魅力を見だし育み伸ばす地域社会（県）づくり」の3つの県づくりの理念の下、県のみならず、あらゆる主体が「福島ならではの」将来の姿の実現に向け、連携しながら県づくり・地域づくりに取り組めるように、基本目標を「**やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ**」としています。

その上で、本県の将来の姿として、『ひと』『暮らし』『しごと』が調和しながらシンカ（深化、進化、新化）する豊かな社会を県民のみなさんと目指していくこととし、「ひと分野」、「暮らし分野」、「しごと分野」の3つの政策分野に分けて施策を位置づけています。

そのうち「暮らし分野」の中で、「ふれあいと親しみのある魅力あふれる県づくり」において、「生涯の学び、文化・芸術に親しむ環境づくり」として、文化振興に関連する施策を位置づけています。

文化を取り巻く現状や今回策定した総合計画の県づくりの理念や基本目標などを踏まえ、文化振興の「基本目標」及び「施策展開の視点」を示します。

#### 1 文化振興の基本目標

文化は、人々に楽しさや感動、安らぎや生きがいをもたらすとともに、人々の感性や創造性、豊かな人間性を育むなど、県民がゆとりと潤いに満ちた心豊かな暮らしを実現していく上で欠くことができないものです。（文化の本質的価値）

また、文化には、人と人をつなぎ、地域の連帯感や一体感を生み出し、地域コミュニティを活性化させる力があり、魅力ある地域づくりの形成に重要な役割を果たすものです。（文化の社会的価値）

さらに、文化は、観光やまちづくり、産業振興、国際交流、福祉、教育など様々な分野と有機的に連携することで、新たな需要や高い付加価値を生み出し、地域の経済活動の発展につながるものになります。（文化の経済的価値）

このような文化の多様な価値を県づくりに活かし、本県が育ててきた豊かな自然や風土、長い歴史や人々の関わりの中で形づくられてきたふくしまの文化を、人づくり、地域づくりの基盤として次の基本目標を定めます。

1 <基本目標>

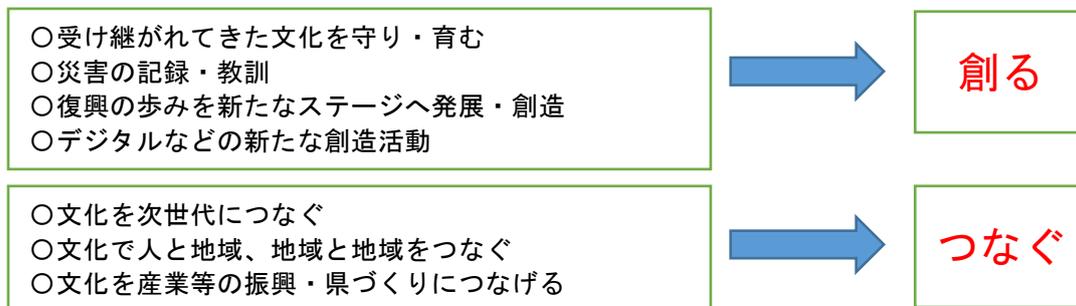
2  
3 **文化を創り、つなぐ**  
4 **人と地域に元気とやすらぎがあふれるふくしま（案）**  
5

6 前計画の基本目標「文化の光が新たな元気を生み出し、人と地域が輝く“新生ふくしま”の創造」は、文化の面からふくしまの復興を推進していくことをイメージして設定  
7 されました。  
8

9 東日本大震災・原子力災害に見舞われたふくしまの人や地域を文化の光で照らし、復興  
10 に向かう力を生み出し、再び人と地域が輝く“新生ふくしま”を創造しようという強い  
11 メッセージが込められています。  
12

13 震災から10年が経過し、基本目標については、東日本大震災・原子力災害などの困  
14 難を乗り越え復興の次のステージに立ったこと、コロナ禍で加速したデジタル技術の普  
15 及で文化の新たな可能性が広がったことなどからこれまで受け継がれてきた豊かな自  
16 然や風土、長い歴史や人々の関わりの中で形づくられてきた文化や10年前の震災の記  
17 録、これまでの復興の歩みなどをふくしまの文化として、守り・育て・継承しつつ、文  
18 化の発展・創造することを進めた先の“文化による人と地域の活性化”をイメージして  
19 設定しました。  
20

21 この基本目標では、「創る」と「つなぐ」には、次の視点が込められています。  
22



34 そして、この基本目標のもと、「人」、「地域」、そして人と地域をつなぐ「文化」の3  
35 つの力を養い、それぞれが相互に作用しあうことで、地域の活力につなげ、その循環で  
36 ふくしまの文化を県づくりに活用していきます。  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43

- 1 ○ 文化を「創り上げる力」を養う
- 2 県民一人ひとりがふくしまの文化の担い手として、多様な文化を理解し、感性や創
- 3 造性を高め、文化を創造していくための力を養う。
- 4
- 5 ○ 文化を守り、つなぎ「地域力」を養う
- 6 地域の文化を守り、育み、継承し、発展させるとともに、地域の個性と魅力を高め、
- 7 地域の特性を生かした文化振興により地域の活力につなげる。
- 8
- 9 ○ 人と地域をつなぐ ふくしまの「文化力」を養う
- 10 人と地域をつないでいるのが文化であり、県民一人ひとりが暮らしの中で、地域の
- 11 持つ様々な文化の価値を再認識して、文化の新たな魅力や価値を生み出す力（文化力）
- 12 を養い、その力を観光や産業振興、まちづくりなどの県づくりに活用していく。
- 13
- 14

## 2 施策展開の視点

16 文化は、県民一人ひとりがゆとりと潤いを実感できる心豊かな暮らしを実現していく  
17 ためには、必要不可欠なものであり、様々な文化資源は地域の発展に重要な役割を果た  
18 しています。

19 また、文化は、地域の絆を深め、地域を誇りに思う心を育み、人々を元気づける力が  
20 あります。

21 このため、「文化を創り、つなぐ 人と地域に元気とやすらぎがあふれるふくしま(仮)」  
22 の実現に向けて、次の3つの視点に基づいて施策を展開します。

### ◇ 県民一人ひとりが文化の担い手

25 文化の担い手は、私たち県民一人ひとりであり、それぞれの地域、暮らしの中で文化  
26 を創造し、伝え、広げ、高めていくことが大切です。県民一人ひとりが文化の担い手と  
27 してふくしまの文化を支えていく意識を持ち、文化に触れ、自ら参画し、応援し支える  
28 など、県民一人ひとりの主体的で積極的な文化活動を促進する視点から施策を展開しま  
29 す。

### ◇ 多様で特色ある地域資源・文化施設を活かす

32 本県には、多様な気候風土、豊かな食、歴史、文化的遺産など多様な地域資源があり、  
33 また、それぞれ地域ごとに特色ある文化施設が存在しています。

34 私たちのくらしや文化の基盤となる地域資源や文化活動の中核となる文化施設は、地  
35 域の礎となるものであることから、これらを活かす視点から施策を展開します。

### ◇ 文化振興を地域の活性化につなぐ

38 文化は、人と人、人と地域をつなぐ基盤となります。経済面でも大きく関わり、地域  
39 の活性化に重要な役割を果たしております。文化を地域の活性化につなぐ視点から施策  
40 を展開します。